

農業関係試験場と知的財産権 ～育成者権・商標権・特許権～

農業試験場

人間の精神的・知的な創造活動から生まれた創造物を経済的価値に着目して「知的財産」と呼び、法律により保護される創造者の権利を「知的財産権」と呼びます。ここでは農業関係試験場における知的財産の保護・活用事例をご紹介します。

平成26年度にスモモの新品種が育成されました。新品種というのは、長年の育種研究の結果生まれた一種の知的財産です。この新品種に対する権利を保護するため、長野県は「シナノパール」という名称で品種登録の出願を行いました。現在審査中ですが、今後登録されれば育成者権という知的財産権が認められ、第三者が「シナノパール」の種苗を長野県に無断で増殖すること等ができなくなります。さらに、この品種については、一定の品質を備えた果実のブランド化を図る観点から、「麗玉」という名称で商標登録し商標権を取得しています。今後、スモモ「麗玉」が信州ブランドとして消費者に知られ、積極的に購入されることが期待されます。

また、試験研究の中で開発した技術のうち高度なものは「発明」にあたり、特許権を取得しています。例えば「レピガード」という商品には民間企業等と共同開発したLEDを用いた蛾の被害を防ぐ方法に関する特許が活用されています。

今後も、新品種の産地化や新技術の実用化が円滑に進められるよう知的財産権を戦略的に活用してまいります。

【知的財産権の種類】

創作意欲を促進

知的創造物についての権利

- 特許権（特許法）**
 - 「発明」を保護
 - 出願から20年（一部25年に延長）
- 実用新案権（実用新案法）**
 - 物品の形状等の考案を保護
 - 出願から10年
- 意匠権（意匠法）**
 - 物品のデザインを保護
 - 登録から20年
- 著作権（著作権法）**
 - 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
 - 死後50年（法人は公表後50年、映画は公表後70年）
- 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）**
 - 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
 - 登録から10年
- 育成者権（種苗法）**
 - 植物の新品種を保護
 - 登録から25年（樹木30年）
- 営業秘密（不正競争防止法）**
 - ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識についての権利

- 商標権（商標法）**
 - 商品・サービスに使用するマークを保護
 - 登録から10年（更新あり）
- 商号（商法）**
 - 商号を保護
- 商品表示、商品形態（不正競争防止法）**
 - 【以下の不正競争行為を規制】
 - 混同惹起行為
 - 著名表示冒用行為
 - 形態模倣行為（販売から3年）
 - ドメイン名の不正取得等
 - 誤認惹起行為

産業財産権＝特許庁所管

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を「産業財産権」といいます。

（注）各知的財産権名をクリックしてください。関連ウェブサイトにはリンクしています。

引用：特許庁ホームページ

担当者	渡辺 裕一	電話番号	026-241-2411
-----	-------	------	--------------

[試験場だより・知って納得情報へ](#)
[農業試験場ホームページへ](#)